

【追加開示事項】

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2024 年 3 月 27 日

株式会社 INPEX

2024年3月27日

【追加開示事項】
吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社 INPEX
代表取締役社長 上田 隆之

株式会社 INPEX（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社、株式会社 INPEX トレーディング（以下「TRD」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併について、2024年2月28日付けで、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第794条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第191条の定めに基づく事前開示書面を備え置いておりますが、2024年3月18日に、TRDの取締役会において計算書類等を承認する決議が実施され、同社の最終事業年度に係る計算書類等の内容に変更が生じました。

つきましては、会社法施行規則第191条第7号に従い、別紙のとおり、変更後のTRDの最終事業年度に係る計算書類等の内容を追加して備え置きいたします。

以 上

別紙 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 4 0 期 事 業 年 度

事 業 報 告

自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 12 月 31 日

株式会社 INPEX トレーディング

東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号

第40期事業報告

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社は、(株)INPEXの子会社並びに関連会社(グループ会社)が取得する原油(コンデンセートを含む。以下同じ。)及びLPGの販売及びグループ会社に対する販売先の仲介・斡旋を行うほか、一般の石油市場を通じて国際石油メジャー等内外の石油会社及びトレーダーから購入した原油・LPGの販売を行ってまいりました。本事業年度もシンガポールの販売子会社(INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD. (以下、IETS))と連携し、海外市場での販路拡大及び効率的な販売活動を行いました。また、当期中、グループ会社が生産操業のオペレーターを務めているイクシスLNGプロジェクトから生産されたコンデンセート及びLPGをはじめ、その他のプロジェクトにおいて生産された原油及びLPGについても順調に販売を継続しております。

本事業年度(2023年1月～12月)の原油販売数量は、2023年1月以降アブダビ原油等の取り扱い原油を順次IETSへ移管したことから、昨年同期間(2022年1月～12月)の160,728千バーレルより135,856千バーレル減少の24,872千バーレル(前年同期間比84.5%減)となりました。

また、LPG販売数量は、昨年同期間(2022年1月～12月)の1,044千トンより159千トン増加の1,203千トン(前年同期間比15.2%増)となりました。

原油・LPG売上高の総額ベースでは、昨年同期間(2022年1月～12月)と比較し、IETSへアブダビ原油等の油種移管を行ったことから原油販売数量が減少したため、369,990,442千円(前年同期間比82.8%減)に大幅に減少しました。

一方、原油・LPG売上高の純額ベースでは、昨年同期間(2022年1月～12月)と比較し、イクシスLNGプロジェクトから生産されるコンデンセートおよびLPG等でより大きな売買差益の獲得等により、9,236,450千円(前年同期間比25.7%増)に増加しました。

その結果、昨年同期間(2022年1月～12月)と比較し、営業利益8,127,377千円(前年同期間比25.6%増)、経常利益9,696,264千円(同26.0%増)、当期純利益6,361,728千円(同26.4%増)と増益となりました。

2. 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

2023年4月30日付けで INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.と米ドルの Cash Management System (CMS)の改定契約を締結し、当期中、極度借入枠内(330百万米ドル)で原油買入・販売の決済時の一時的な資金不足に対応しました。

4. 対処すべき課題

特に記載すべき事項はありません。

5. 営業成績並びに財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	第 37 期 (2020 年度)	第 38 期 (2021 年度)	第 39 期 (2022 年度)	第 40 期 (2023 年度)
売上高(純額主義)	4,167,682	4,997,889	7,347,762	9,236,450
売上高(総額主義)	699,714,132	1,184,229,054	2,156,207,193	370,026,869
当期純利益	2,217,165	2,934,164	5,033,346	6,361,728
1株当り当期純利益	2,217,165円 59銭	2,934,164円 74銭	5,033,346円 28銭	6,361,728円 80銭
総資産	70,802,739	140,778,814	183,623,487	48,852,789
純資産	13,501,615	16,435,780	21,464,834	27,826,563

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。
2. 売上高には受取手数料(販売委託料)を含んでおります。

6. 株主の状況

株主数：1名

株主名及び所有株式数：

株主名	会社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
(株) I N P E X	1,000	100
合計	1,000	100

なお、上記株主への出資はありません。

7. 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社等との関係

当社の親会社は㈱INPEXであり、㈱INPEXは当社の発行済株式を1,000株(持株比率100%)保有しております。

当社は、同社とのグループ経営管理契約に則り、同社の経営管理を受けております。

また、当社は、同社と事務処理に関する契約を締結し、同社に対し管理業務の全面委託を行っております。

当社は親会社等との間で下表の種類の取引をしておりますが、当該取引を行うに当たっては、当社の利益を害さないように、当該取引の必要性や取引条件が一般の取引と著しく相違しないこと等に留意しております。また、取締役会において、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しており、その理由は下表のとおりです。

取引の種類	判断及び理由
業務委託料の支払	当社と親会社との間の業務委託契約は、当社の業務の効率化及び簡素化を図るために締結しているもので、業務委託料の金額は受託者の実際発生費用に基づいた合理的な水準で決定しており、その他条件等を含め当社の利益を害するものではありません。
資金管理(円 CMS 及び米ドル CMS)	当社と INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD. (IFSS) との間の資金管理(円 CMS 及び米ドル CMS) 契約は、グループ内の資金管理の効率化を図ることを目的として各々締結しているもので、金利については市場金利を勘案して決定しており、当社の利益を害するものではありません。
金銭の借入	当社の IFSS からの金銭の借入は、当社の財務状況等を踏まえて行うもので、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、その他条件等を含め当社の利益を害するものではありません。
販売手数料の受取	当社とグループ会社との間の販売費用の一部負担に関する覚書は、販売手数料の金額につき、業務委託に関して発生する経費額に基づき、取扱原油量当たり単価を決定しており、その他条件等を含め当社の利益を害するものではありません。
原油の購入	当社とグループ会社との間の原油売買契約は、市場価格を勘案した適正な価格で原油を購入するものであって、その他条件等を含め当社の利益を害するものではありません。

②重要な子会社の状況

事業地域	会社名	資本金	当社の 出資比 率(%)	主な事業内容
シンガポール	INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.	SGD 1,050 千 及 び USD 101,000 千	100.00	石油、天然ガスの売買並びに 当社との業務委託契約に基づ く、当社販売活動の支援業務

8. 主要な事業内容

石油、天然ガス及びその他の鉱物資源の売買並びに売買に関する代理又は仲介、斡旋

9. 主要な営業所

本 社 : 東京都港区赤坂五丁目3番1号

10. 使用人の状況

当社の管理業務は、(株)INPEX に業務委託しております。

11. 主要な借入先

2023 年度期末現在、INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.
からの借入残高はありません。

II 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称 :
EY 新日本有限責任監査法人

III 会社の体制及び方針

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する
ための体制及び運用状況の概要

会社法第 362 条第 4 項第 6 号の定めに従い、「取締役の職務の執行が法令及び定
款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会
社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」
(以下、「内部統制システム」といいます。) についての決定内容の概要は、次の

とおりであります。なお、本概要は、2018年5月18日開催の取締役会において一部改定を決議したものであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、株式会社 INPEX（以下、「親会社」という。）との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、親会社が定める「INPEX グループサステナビリティ憲章」及び「INPEX グループ行動基本原則」の遵守と徹底を図るための体制を構築する。

当社は、親会社との間で締結するグループ経営管理に係る契約に基づき、親会社の構築するコンプライアンス体制（内部通報制度を含む）のもとで、取締役及び使用人がその職務執行上、法令及び定款に則り、行動することを確保する。

また、コンプライアンス体制及び関連社内規程を実効あらしめるために、当社は、親会社の社長直属の内部監査組織による監査、その他親会社の社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に協力し、かかる監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、当社が親会社との間で締結するグループ経営管理に係る契約に基づき、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款及び親会社の各社内規程等に則り、親会社の情報セキュリティ体制のもとで、適正に保存及び管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、親会社との間で締結するグループ経営管理に係る契約に基づき、親会社の社内規程・ガイドライン等に基づき、リスク管理を行う。

また、親会社の社長直属の内部監査組織による監査、その他親会社の社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に協力し、かかる監査等を通じ、当社の日常業務に係るリスク管理の運営状況等を検証・評価するとともに、かかる検証・評価の結果を踏まえて、環境の変化に応じた不断の見直しを行う。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、親会社が定める経営の長期展望と中期計画を共有し、親会社グループの人的・資金的な経営資源を効率的に運用するとともに、親会社の各社内規程等に則り、以下の点に留意して事業運営を行う。

- (1) 重要事項の決定については、取締役会にて決裁を行う。
- (2) 日常の職務執行については、親会社の職務権限規程等に準じて権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社との間で締結するグループ経営管理に係る契約に基づき、当社の重要事項について、親会社に事前に報告し又は承認を求める。当社は、親会社と連携して、リスク管理及びコンプライアンス管理を遂行するとともに、親会社の内部監査組織等が実施する監査等に協力する。当社は、親会社との間の取引にあたっては、自社の利益を害さないよう留意する。

また、当社の子会社における業務の適正を確保するための体制については以下のとおりとする。

イ) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者(以下、「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対して、親会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、子会社の重要事項について、親会社に事前に承認申請又は報告を行うよう求める。当該重要事項については、当社と情報を共有する。

ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に対して、親会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、親会社によるリスク管理、コンプライアンス管理及び内部監査等に服するよう求める。

ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に対して、親会社の経営の長期展望と中期計画を共有し、人的・資金的な経営資源を効率的に運用し、事業運営を行うよう求める。

ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、親会社の構築するコンプライアンス体制(内部通報制度を含む)を、子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対して周知に努める。

当社は、子会社に対して親会社の社長直属の内部監査組織による監査、その他親会社の社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に服するよう求める。

当社は、子会社において、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制が構築されるよう、子会社に対して、親会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結するよう求める。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の求めに応じて、当社又は親会社の使用人がその職務を補助する。当該使用人は当社の監査役の要請に従いその職務を補助するものとし、当社の取締役は当該使用人による監査役の職務補助に関して指揮命令権を有しない。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法令に定める事項、当社及び親会社のグループ各社に重大影響を及ぼす事項その他当社の監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告及び情報提供を行う。

また、当社の監査役は、当社の取締役会その他重要な社内会議に出席するとともに、稟議書等の回付を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにする。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨の周知に努める。

また、親会社グループの内部通報制度においては、報告者に対する不利な取扱いが確認された場合には、不利な取扱いをした者及びその所属部門長等は、就業規則等に則った懲戒等の処分の対象となる。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払又は償還の手続等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が親会社の内部監査組織とも連携し、必要に応じ報告を受けることができる体制を整えるなど、監査の実効性の向上を図る。

また、当社は、監査役の監査の実施に当たり、弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家と緊密に連携がとれるようにする。

当社は、上記決定に基づき、主として親会社との間で締結したグループ経営管理に係る契約に基づいた内部統制システムを整備し、運用に当たっては、同社と事務処理に関する契約を締結し、管理業務の一部委託を行うとともに、親会社が定めるサステナビリティ憲章等の周知、親会社の作成したコンプライアンス関連情報の配信等を行っております。また、内部通報制度として、親会社が設置したヘルプラインは当社の取締役及び使用人も利用可能となっております。加えて、当社は、親会社との間の取引に当たり、当社の利益を害さないよう親会社が定める利益相反取引を含む関連当事者間の取引に係る手続きの手引きを指針としております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

3. その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、グループ会社が海外で開発・生産した権益原油等を販売していましたが、今後さらなるエネルギー需要の伸びが見込まれるアジア地域への販路拡大、及び価格条件・受渡条件に関し多様化する顧客の要望へ対応するため、当社の完全子会社であります INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.へ当社の販売機能を段階的に移管し、販売機能を同社へ集約いたしました。これに関連して、当社は、2022年12月26日開催の取締役会において、2024年4月1日を効力発

生日として、当社の完全親会社である(株)INPEX を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施するため、同社との間で吸収合併契約を締結し、吸収合併に係る手続を進めております。

以上

第 40 期 事 業 年 度

事業報告の附属明細書

自 2023年 1月 1日

至 2023年 12月 31日

株式会社 INPEX トレーディング

事業報告の内容を補足する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

以上

第 40 期 事 業 年 度

自 2023年 1月 1日
至 2023年 12月31日

決 算 報 告 書

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表

株式会社INPEXトレーディング

目 次

貸	借	対	照	表	1頁					
損	益	計	算	書	2頁					
株	主	資	本	等	変	動	計	算	書	3頁
個	別	注	記	表	4~5頁					

貸借対照表

2023年 12月31日現在

株式会社INPEXトレーディング

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流動資産	37,589,507	流動負債	21,026,226
現金及び預金	-	買掛金	18,646,163
売掛金	15,145,133	未払金	422,243
未収入金	229,565	未払法人税等	1,791,209
預け金	22,122,839	預り金	166,610
立替金	91,968		
		負債合計	21,026,226
		純 資 産 の 部	
固定資産	11,263,281	株主資本	27,826,563
(投資その他の資産)	11,263,281	資本金	50,000
関係会社株式	11,069,827	利益剰余金	27,776,563
繰延税金資産	193,454	その他利益剰余金	27,776,563
		別途積立金	9,850,000
		繰越利益剰余金	17,926,563
		純資産合計	27,826,563
資産合計	48,852,789	負債・純資産合計	48,852,789

損益計算書

自 2023年 1月 1日

至 2023年 12月31日

株式会社INPEXトレーディング

売上高	千円	
原 油 売 上	4,282,368	
L P G 売 上	4,917,654	
受 取 手 数 料	36,427	9,236,450
売上総利益		9,236,450
販売費及び一般管理費		1,109,073
営業利益		8,127,377
営業外収益		
受 取 利 息	768,231	
為 替 差 益	792,360	
雑 収 入	10,034	1,570,626
営業外費用		
支 払 利 息	1,739	
雑 損 失	0	1,739
経常利益		9,696,264
税引前当期純利益		9,696,264
法人税、住民税及び事業税	3,350,674	
法人税等調整額	△16,138	3,334,535
当期純利益		6,361,728

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2023年 1月 1日

至 2023年 12月31日

株式会社INPEXトレーディング

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当期首残高	50,000	9,850,000	11,564,834	21,414,834	21,464,834	21,464,834
当期変動額						
当期純利益	-	-	6,361,728	6,361,728	6,361,728	6,361,728
当期変動額合計	-	-	6,361,728	6,361,728	6,361,728	6,361,728
当期末残高	50,000	9,850,000	17,926,563	27,776,563	27,826,563	27,826,563

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準
収益及び費用の計上基準について

当社では原油（LPG含む）に関する権益を保有する会社（以下権益保有会社。株式会社INPEXのグループ会社からなる）から原油（LPG含む）を購入する契約を有しています。当社は当該契約に基づいて購入した原油（LPG含む）を顧客に販売するサービスを権益保有会社に対して提供しており、当該販売を完了させることが当社の主な履行義務です。当社は原油（LPG含む）が顧客に移転される前において原油（LPG含む）に対する支配を有していません。当社は代理人として行動しているため、顧客から受け取る対価の総額から権益保有会社への原油（LPG含む）の支払額を控除した純額で収益を認識しております。収益は一時点で認識しています。主として原油（LPG含む）の支配が顧客に移転したとき、すなわちインコタームズ等で定められた貿易条件を参考として支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。これは、その時点で顧客に対して原油（LPG）を販売するという履行義務が充足されるためです。また、収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでおりません。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
売上（原油売上及びLPG売上）及び

当社の売上（原油売上及びLPG売上）及び売上原価（原油売上原価及びLPG売上原価）は、純額で表示しております。なお総額で表示した場合は各々369,990,442千円（原油売上265,708,274千円 LPG売上104,282,167千円）及び360,790,418千円（原油売上原価261,425,906千円 LPG売上原価99,364,512千円）であります。

グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	2,795千円
短期金銭債務	407,587千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引高	
その他営業取引	1,101,367千円
営業取引以外の取引高	127,435千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式数	
普通株式	1,000株

(税効果会計に関する注記)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は当事業年度からグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理並びに開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

未払事業税	191,575千円
その他	1,878千円
繰延税金資産 小計	193,454千円
繰延税金資産 合計	193,454千円
繰延税金資産の純額	193,454千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

売掛金に係わる顧客の信用リスクは、営業管理細則及び与信管理細則に従い取引先の状況を適時に把握し、リスク軽減を図っております。

当社は、資金運用については安全性・流動性に十分配慮し、預金とキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を中心に運用を行っております。

当社と当社親会社の子会社であるINPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.（以下IFSS）は、グループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてCMSを導入しており、原則としてCMSによって資金の決済・運用・調達を行っております。

CMSの運用管理についてはIFSSにて行われ、定期的に親会社の経営会議にて報告されております。

営業債権である売掛金、営業債務である買掛金は、主に原油及びLPG売買によるものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、関係会社株式（貸借対照表計上額11,069,827千円）は市場価格がなく、売掛金・買掛金については短期間で決済され時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(注1) (千円)	科目	期末残高 (千円)
INPEX Ichthys Pty Ltd	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	75,795,366	-	-
(株) INPEX 北カスピ海石油	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	53,597,609	-	-
INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	資金管理 (注3)	-	預け金	22,122,839
			利息の支払 (注3)	1,739	-	-
			受取利息 (注3)	768,231	-	-

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 原油売買契約書に基づいて、市場価格を勘案した適正な価格から販売手数料を控除して原油を購入しております。なお、上記取引金額(原油売上原価)は、総額で記載しており、損益計算書上は原油売上金額と相殺し純額で表示しております。

(注3) 当社と当社親会社の子会社であるINPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.はグループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてCMSを導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「(重要な会計方針に係る事項) 2.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 27,826,563円15銭
1株当たり当期純利益 6,361,728円80銭

第 40 期 事 業 年 度

計算書類に係る附属明細書
(会社法第435条第2項に基づく明細書)

自 2023年 1月 1日

至 2023年 12月31日

株式会社INPEXトレーディング

目 次

	頁
1. 無形固定資産の明細	1
2. 販売費及び一般管理費の明細	1

- (注) 1. 金額は、千円未満切り捨てにより表示している。
2. 「0」は、金額が千円未満であることを示す。
3. 「-」は、零又は該当数字がないことを示す。
4. 「△」は、減少を示す。

1. 無形固定資産の明細

区 分	資産の種類	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累計額	期 末 取得原価
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
無形固定資産	ソフトウェア	220	—	—	220	—	37,939	37,939
	計	220	—	—	220	—	37,939	37,939

2. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額		摘 要
	一般管理費	販売費	
	千円	千円	
諸報酬(会計士報酬)	4,783	—	
諸手数料(雑口)	—	12,399	
諸手数料(金融関係)	4,661	—	
賃借/使用料(データベース)	—	1,702	
修繕/保守料(PC関連)	620	—	
業務委託料(本社共通費)	1,008,736	—	
業務委託料(IETS)	—	62,751	
業務委託料(雑口)	648	—	
租税課金	11	—	
旅費交通費	1,960	30,911	
交際費	—	5,496	
図書印刷費	18	—	
広告宣伝費	135	—	
雑費(雑口)	—	3,137	
雑費(来客)	—	440	
雑費(会議費)	1	—	
雑費(社外雑費・海外)	39	275	
減価償却費	220	—	
他勘定振替額(役務受託費)	△29,879	—	
合 計	991,957	117,115	

監査報告書

私は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、親会社の社長直属の内部監査組織、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況を監視及び検証いたしました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他重要な会議における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり
当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないか
どうかについての取締役会の判断及びその理由について指摘すべき事項は認められ
ません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め
ます。

2024年3月12日

株式会社 INPEX トレーディング

監査役 渡邊 道明 

独立監査人の監査報告書

2024年3月12日

株式会社INPEXトレーディング

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社INPEXトレーディングの2023年1月1日から2023年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第 40 期 事 業 年 度

自 2023年 1月 1日

至 2023年 12月31日

決 算 報 告 書

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表

株式会社INPEXトレーディング

目 次

貸	借	対	照	表	1頁					
損	益	計	算	書	2頁					
株	主	資	本	等	変	動	計	算	書	3頁
個	別	注	記	表	4~5頁					

貸借対照表

2023年 12月31日現在

株式会社INPEXトレーディング

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流動資産	37,589,507	流動負債	21,026,226
現金及び預金	-	買掛金	18,646,163
売掛金	15,145,133	未払金	422,243
未収入金	229,565	未払法人税等	1,791,209
預け金	22,122,839	預り金	166,610
立替金	91,968		
		負債合計	21,026,226
		純 資 産 の 部	
固定資産	11,263,281	株主資本	27,826,563
(投資その他の資産)	11,263,281	資本金	50,000
関係会社株式	11,069,827	利益剰余金	27,776,563
繰延税金資産	193,454	その他利益剰余金	27,776,563
		別途積立金	9,850,000
		繰越利益剰余金	17,926,563
		純資産合計	27,826,563
資産合計	48,852,789	負債・純資産合計	48,852,789

損益計算書

自 2023年 1月 1日

至 2023年 12月31日

株式会社INPEXトレーディング

売上高	千円	
原 油 売 上	4,282,368	
L P G 売 上	4,917,654	
受 取 手 数 料	36,427	9,236,450
売上総利益		9,236,450
販売費及び一般管理費		1,109,073
営業利益		8,127,377
営業外収益		
受 取 利 息	768,231	
為 替 差 益	792,360	
雑 収 入	10,034	1,570,626
営業外費用		
支 払 利 息	1,739	
雑 損 失	0	1,739
経常利益		9,696,264
税引前当期純利益		9,696,264
法人税、住民税及び事業税	3,350,674	
法人税等調整額	△16,138	3,334,535
当期純利益		6,361,728

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2023年 1月 1日

至 2023年 12月31日

株式会社INPEXトレーディング

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当期首残高	50,000	9,850,000	11,564,834	21,414,834	21,464,834	21,464,834
当期変動額						
当期純利益	-	-	6,361,728	6,361,728	6,361,728	6,361,728
当期変動額合計	-	-	6,361,728	6,361,728	6,361,728	6,361,728
当期末残高	50,000	9,850,000	17,926,563	27,776,563	27,826,563	27,826,563

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準
収益及び費用の計上基準について

当社では原油（LPG含む）に関する権益を保有する会社（以下権益保有会社。株式会社INPEXのグループ会社からなる）から原油（LPG含む）を購入する契約を有しています。当社は当該契約に基づいて購入した原油（LPG含む）を顧客に販売するサービスを権益保有会社に対して提供しており、当該販売を完了させることが当社の主な履行義務です。当社は原油（LPG含む）が顧客に移転される前において原油（LPG含む）に対する支配を有していません。当社は代理人として行動しているため、顧客から受け取る対価の総額から権益保有会社への原油（LPG含む）の支払額を控除した純額で収益を認識しております。収益は一時点で認識しています。主として原油（LPG含む）の支配が顧客に移転したとき、すなわちインコタームズ等で定められた貿易条件を参考として支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。これは、その時点で顧客に対して原油（LPG）を販売するという履行義務が充足されるためです。また、収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでおりません。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
売上（原油売上及びLPG売上）及び

当社の売上（原油売上及びLPG売上）及び売上原価（原油売上原価及びLPG売上原価）は、純額で表示しております。なお総額で表示した場合は各々369,990,442千円（原油売上265,708,274千円 LPG売上104,282,167千円）及び360,790,418千円（原油売上原価261,425,906千円 LPG売上原価99,364,512千円）であります。

グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	2,795千円
短期金銭債務	407,587千円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高

営業取引高	
その他営業取引	1,101,367千円
営業取引以外の取引高	127,435千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度の末日における発行済株式数
普通株式

1,000株

(税効果会計に関する注記)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は当事業年度からグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理並びに開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

未払事業税	191,575千円
その他	1,878千円
繰延税金資産 小計	193,454千円
繰延税金資産 合計	193,454千円
繰延税金資産の純額	193,454千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

売掛金に係わる顧客の信用リスクは、営業管理細則及び与信管理細則に従い取引先の状況を適時に把握し、リスク軽減を図っております。

当社は、資金運用については安全性・流動性に十分配慮し、預金とキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を中心に運用を行っております。

当社と当社親会社の子会社であるINPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.（以下IFSS）は、グループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてCMSを導入しており、原則としてCMSによって資金の決済・運用・調達を行っております。

CMSの運用管理についてはIFSSにて行われ、定期的に親会社の経営会議にて報告されております。

営業債権である売掛金、営業債務である買掛金は、主に原油及びLPG売買によるものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、関係会社株式（貸借対照表計上額11,069,827千円）は市場価格がなく、売掛金・買掛金については短期間で決済され時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(注1) (千円)	科目	期末残高 (千円)
INPEX Ichthys Pty Ltd	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	75,795,366	-	-
(株) INPEX 北カスピ海石油	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	原油の購入 (注2)	53,597,609	-	-
INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.	所有割合 1% 被所有割合 1%	親会社の子会社	資金管理 (注3)	-	預け金	22,122,839
			利息の支払 (注3)	1,739	-	-
			受取利息 (注3)	768,231	-	-

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 原油売買契約書に基づいて、市場価格を勘案した適正な価格から販売手数料を控除して原油を購入しております。なお、上記取引金額(原油売上原価)は、総額で記載しており、損益計算書上は原油売上金額と相殺し純額で表示しております。

(注3) 当社と当社親会社の子会社であるINPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.はグループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてCMSを導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「(重要な会計方針に係る事項) 2.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 27,826,563円15銭
1株当たり当期純利益 6,361,728円80銭

第 40 期 事 業 年 度

計算書類に係る附属明細書
(会社法第435条第2項に基づく明細書)

自 2023年 1月 1日

至 2023年 12月31日

株式会社INPEXトレーディング

目 次

	頁
1. 無形固定資産の明細	1
2. 販売費及び一般管理費の明細	1

- (注) 1. 金額は、千円未満切り捨てにより表示している。
2. 「0」は、金額が千円未満であることを示す。
3. 「-」は、零又は該当数字がないことを示す。
4. 「△」は、減少を示す。

1. 無形固定資産の明細

区 分	資産の種類	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累計額	期 末 取得原価
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
無形固定資産	ソフトウェア	220	—	—	220	—	37,939	37,939
	計	220	—	—	220	—	37,939	37,939

2. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額		摘 要
	一般管理費	販売費	
	千円	千円	
諸報酬(会計士報酬)	4,783	—	
諸手数料(雑口)	—	12,399	
諸手数料(金融関係)	4,661	—	
賃借/使用料(データベース)	—	1,702	
修繕/保守料(PC関連)	620	—	
業務委託料(本社共通費)	1,008,736	—	
業務委託料(IETS)	—	62,751	
業務委託料(雑口)	648	—	
租税課金	11	—	
旅費交通費	1,960	30,911	
交際費	—	5,496	
図書印刷費	18	—	
広告宣伝費	135	—	
雑費(雑口)	—	3,137	
雑費(来客)	—	440	
雑費(会議費)	1	—	
雑費(社外雑費・海外)	39	275	
減価償却費	220	—	
他勘定振替額(役務受託費)	△29,879	—	
合 計	991,957	117,115	